



介護保険制度

食費・部屋代の負担軽減制度

介護保険では、所得の低い方が介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設など）やショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）を利用する場合、食費・部屋代の負担軽減を行っています。



市ホームページ

手続き方法

昨年度、負担限度額認定証をお持ちで、今年度も該当が見込まれる方には、負担限度額認定申請書を6月中旬に送付しています。申請時には、預貯金などが確認できる書類（通帳の写しなど）の提出が必要です。負担限度額認定は、申請のあった月の初日までしかさかのぼることができません。申請が遅れると、軽減の適用が遅れるので、早めに申請してください。

利用者負担段階と対象となる条件 ※年金収入額には、非課税年金も含む

利用者負担段階	対象となる条件		預貯金額(夫婦)
第1段階	●生活保護受給者 ●世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ）全員が市民税非課税である老齢福祉年金受給者		1,000万円（2,000万円）以下
第2段階		年金収入額+その他合計所得金額が80万円以下	650万円（1,650万円）以下
第3段階①	世帯全員が 市民税非課税	年金収入額+その他合計所得金額が80万円 超120万円以下	550万円（1,550万円）以下
第3段階②		年金収入額+その他合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下
第4段階	上記以外の方		食費、部屋代の軽減なし

介護保険負担割合証

要介護・要支援認定を受けている方に、8月1日から有効な新しい介護保険負担割合証を7月中旬に郵送します。古い介護保険負担割合証は、8月1日以降無効となりますので、市役所へ返却してください。
※介護保険負担割合証は、基本的に申請する必要はありません。紛失や破損など、再発行が必要な場合には申請してください

申請・問い合わせ先／市役所介護保険課介護保険係 ☎76-8144

緑を守り育てよう 皆さんの緑化活動を応援します

生け垣の設置費用を助成

生け垣は、ブロック塀のように倒壊の危険性がなく、災害時の安全対策に有効です。

対象者	●住宅、店舗、工場、事務所などに生け垣を新たに設置する方 ●既存のブロック塀などを生け垣に転換する方
助成要件	●公道に面し、その中心線から2m以上離れた敷地内、または敷地内で壁のない駐車場の周囲に設置 ●設置延長が2m以上 ●樹木の高さが0.9m以上で生け垣に適したもの ●1m当たり2本以上植栽 ●生け垣の設置場所をレンガなどで囲む場合は、その高さが宅地面から0.5m以下
補助金額	●新しく生け垣を設置する場合／1m当たり2,000円（上限60,000円） ●ブロック塀を生け垣に転換する場合／1m当たり3,000円（上限90,000円）
その他	着工後の申請不可。申し込み方法など詳細は、お問い合わせください。

住宅取得者に記念樹引換券を贈呈

対象者	自己用住宅（マンションを含む）を取得後、1年以内の方	引換券 2,000円分
申請方法	次のいずれかを持参し、公園農政課に直接	
引換場所	●建築基準法による検査済証 ●購入契約書 ●家屋登記事項証明書 ●取得日が分かる書類 ●あいち尾東農協尾張旭、瀬戸、長久手の各グリーンセンター ●稻一園芸（北山町）	

申請・問い合わせ先／市役所公園農政課公園緑地係 ☎76-8161